

(法 第 10 条関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

福島県は、2011年の東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故から現在までの間、復興への道を歩み続けてきた。沿岸部には駅や幹線道路の周辺に新たな建物が数多く立地し、新たな産業の芽も徐々に生まれてきている。

しかし同時に、震災の教訓の蓄積、継承が不十分であることも問題視されてきた。いくつかの震災伝承施設が行政を主導に整備されている一方、震災後に生まれた福島県内の子どもたちは既に当時・直後の事象を知らない世代となり、原発事故の風化は進んでいる。県外の市民においては尚更である。そうしているうちにも、刻一刻と被災地に残る震災の爪痕は消え、まちの更新が進んでいる。

また、長期避難者の問題も現在進行形である。震災以前の住処を解体した多くの被災者は同時に「まちとの関係性を表すもの」をも喪失した。その一方、まちの開発により景観は様変わりし、新たな転入者が増加していることで、物理的にも心理的にも「帰還する場所」を見いだせない状況にある。

そこで当団体は、これらの問題に対して次の2つの活動が必要であると考え、実践を行うこととした。①震災前より浪江町に建ち続けている一つの民家の保存・活用を通して「家」と「故郷」を失う意味と向き合う場を世界に向けて提供すること。②帰還者、避難者、移住者、及び広く一般市民が、その違いを超えて対話し、町の未来を考える契機を創出すること。

以上の活動を継続的かつ安定的に実施するには、資金調達、各種契約の締結、社会的信頼の確保が不可欠であり、そのためには法人格の取得が必要であると判断した。また本活動は営利を目的とせず、広く市民が参画できる形にすべきであるとの考えから、特定非営利活動法人の設立に至った次第である。

2 申請に至るまでの経過

令和4年9月 浪江町川添に福島国際研究教育拠点の立地が決定

令和4年12月 「あの日の家」見学

令和5年8月 任意団体 浪江「あの日」の家改修設計チームが活動を開始

令和6年3月 「あの日の家」にて、宇都宮大学研究チームがSTEAMカフェを開催

令和6年4月 一般財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団 住まい活動助成 助成事業開始（～令和7年3月）

令和7年5月 福島県県内避難者・被災者心の復興事業 補助事業開始（～令和8年2月）

令和7年12月 発起人会開催

2026年 7月 10日

特定非営利活動法人 あの日&

設立代表者 住所又は居所

氏名

富井 治弥